

令和 7 年 2 月 12 日開催

令和 6 年度

第 4 回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 **開催日時** 令和7年2月12日（水）
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 **開催場所** 議会棟2階 理事者控室
- 3 **出席者** いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員6名出席
- (1) 審議会委員
金田 晴美
黒田 涼子
佐藤 信一
高沢 祐三
中尾 剛
服部 裕
(※欠席委員：鶴沼 理人、大和田 洋、田中 みわ子、宮下 朋子)
- (2) 事務局職員
千葉 伸一郎 （総務部長）
大平 賢一 （総務部次長兼総合調整担当）
草野 秀智 （総務課長）
本田 智志 （総務課主幹兼課長補佐）
佐々木 洋和 （総務課文書係長）
吉田 裕史 （総務課文書係主査）
- (3) 説明課
情報公開制度の見直しについて（総務課）

4 議事の概要

- (1) 会議の開催形式について
条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。
- (2) 会議録の作成について
議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。
- (3) 意見聴取事項の審議について

ア 情報公開制度の見直しについて（説明課：総務課）

【主な意見等】

委員：資料 1 ページ(2)の事例など、交付費用はどのようにになりますか。

説明課：A4・A3サイズの用紙 1 枚あたり 10 円の実費負担をいただくことになっております。

委員：他市事例であったような、交付文書が大量になるようなケースの場合、開示請求の際に、そうした実費負担がかかることは説明されますか。また、本市では、他市事例のように費用が支払われないケースはありますか。

説明課：文書交付にあたっての実費負担については開示請求の際に説明いたします。開示文書の交付の際に、実費負担を徴収してから、文書を交付しますので、支払われない事例は基本的にはありません。

委員：条例の改正等の場合は、市議会の承認を得る必要があり、規則や要綱等の場合は市長等の決裁で改正できるということでしょうか。

説明課：おっしゃる通りです。

委員：開示文書の写しの交付の場合は実費負担がありますが、閲覧を希望される場合は、費用はかからないということでしょうか。

説明課：おっしゃる通りです。

委員：要綱・手引き等に整理する場合がありますが、この場合は、市民・請求者からは見れないものでしょうか。運用基準を整理する場合は、請求者の方が確認できるようになっていることが望ましいと思います。

説明課：要綱の場合は、ホームページ等で確認できるものもありますが、全てが公表されているわけではありません。その他の手引き等については、事務取扱上の内規となっております。しかし、今後、運用基準を整理する場合、要綱・手引き等であったとしても、何らかの形で確認できるようにしたいと考えております。

委員：私としては、条例に規定されている方がよいと思いますし、手引き等についても併せて整理された方が事務処理しやすいと思います。

委員：条例にある程度、規定することは必要だと思います。権利濫用に関する考え方の基本としては、判例で示されたものになると思いますが、判例は今後変わる可能性もありますし、条例にあまり具体的なことまで規定するのは難しいかと思います。訓示的規定よりは、若干具体的にしたうえで、運用基準については別に整理するとしても、審議会に意見を聴いたうえで決めるなど、市役所で勝手に決めたものでない、ということが示せるものにできればよいと思います。

委員：規定としては、条例に訓示的なものとするのがよいと思います。

それと、確認ですが、開示請求を受け付けた後、開示内容の審査や交付文書の準備をしている際に、疑義が生じて「この請求は適正な請求で

はない」といった判断に至る場合もあるのでしょうか。

説明課：請求内容に疑義が生じた場合は、請求者へ問い合わせ、内容の確認を行い、補正を行い可能な限りすり合わせを行っていくことになります。しかし、補正によっても対応できない場合は、結果として開示できるものが無く「不開示」となることも考えられますが、その他現在の条例上想定されていない部分もあるかと思います。

委員：資料7ページの表でいいますと、②がよいかと思います。①でもいいかもしれませんが、簡潔すぎて一般の方が見てもイメージしにくいように思います。また、手引き等についても、ホームページに掲載するなどして、わかっていただける形にするのがよいかと思います。

委員：業務を妨害するような意図で開示請求が行われるようなことがあれば、毅然と対応できるような根拠を示せるようにしないと、現場の職員が疲弊してしまいかねないと思います。条例で大枠を規定し、具体的な部分は運用基準として整理するのがよいと思います。ただし、このことに関する運用基準については、改正等を行う際に審議会に諮るなどすることができればよいと思います。

委員：訓示的な規定だけでは、窓口において対応しきれない可能性もあるかもしれません。ただし、どのように規定するかはバランスの問題もあると思います。具体的な判断基準などは手引き等に整理するとして、他の委員からもあったように、基準を整理する際に審議会が関わる形にできればよいかと思います。

5 その他

特になし

以上閉会